

伊賀市 重層的支援体制整備事業 実施計画

地域共生社会を実現するための
包括的支援体制構築に向けて

令和7年4月

伊賀市健康福祉部医療福祉政策課

目次

はじめに	1
I. 伊賀市における重層的支援体制整備事業の実施について	2
1. 重層的支援体制整備事業に取り組むまで	2
II. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	6
1. 計画の位置付け	6
2. 計画期間	7
III. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	8
重層的支援体制整備事業の体制図	8
1. 包括的相談支援体制の提供体制	9
2. 多機関協働に関する提供体制	10
3. アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制	10
4. 参加支援に関する体制	11
5. 地域づくり支援に関する体制	12
IV. 重層的支援会議の実施について	13
V. 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価	14

はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月より始まりました。

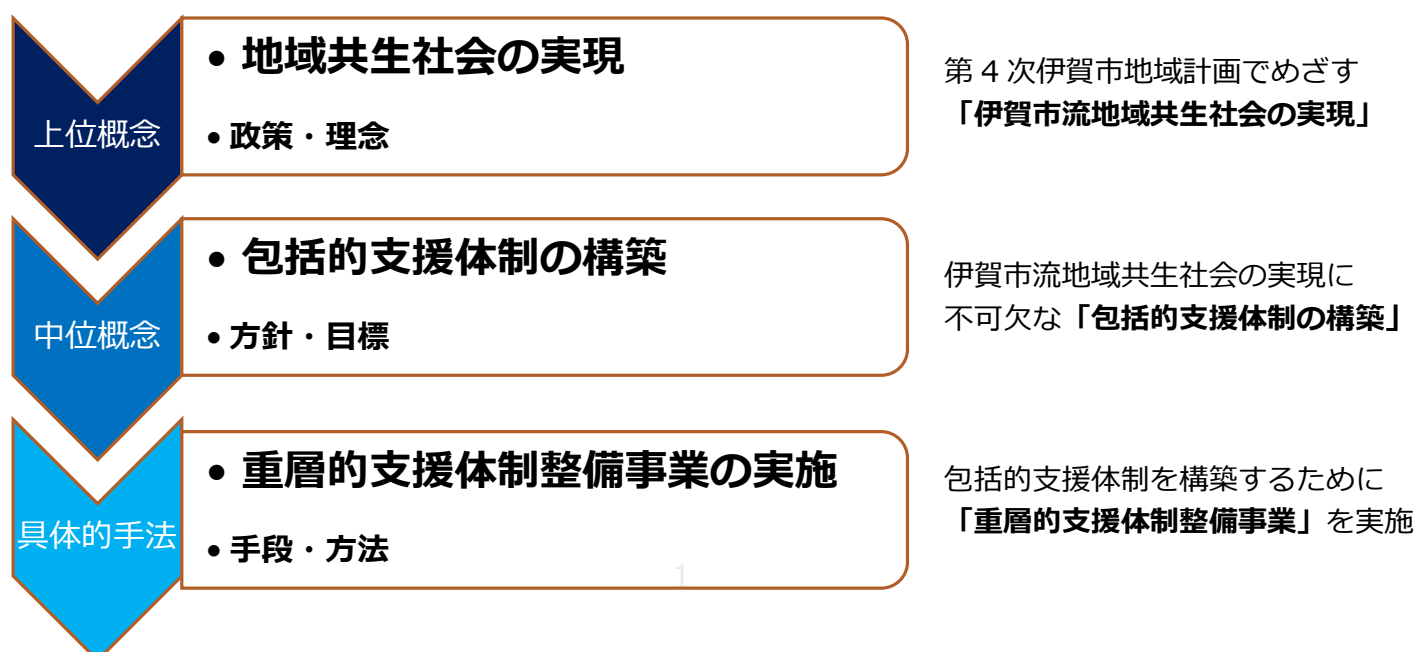
この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

伊賀市で行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るわけではなく、市全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、第4次伊賀市地域福祉計画で目標とする「伊賀市流の地域共生社会」の実現をめざすものです。

※重層的支援体制整備事業とは

令和3年4月1日施行の改正社会福祉法において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。(第106条の4第2項)

伊賀市における概念の整理(重層的支援体制整備事業を実施する意味を整理しました)



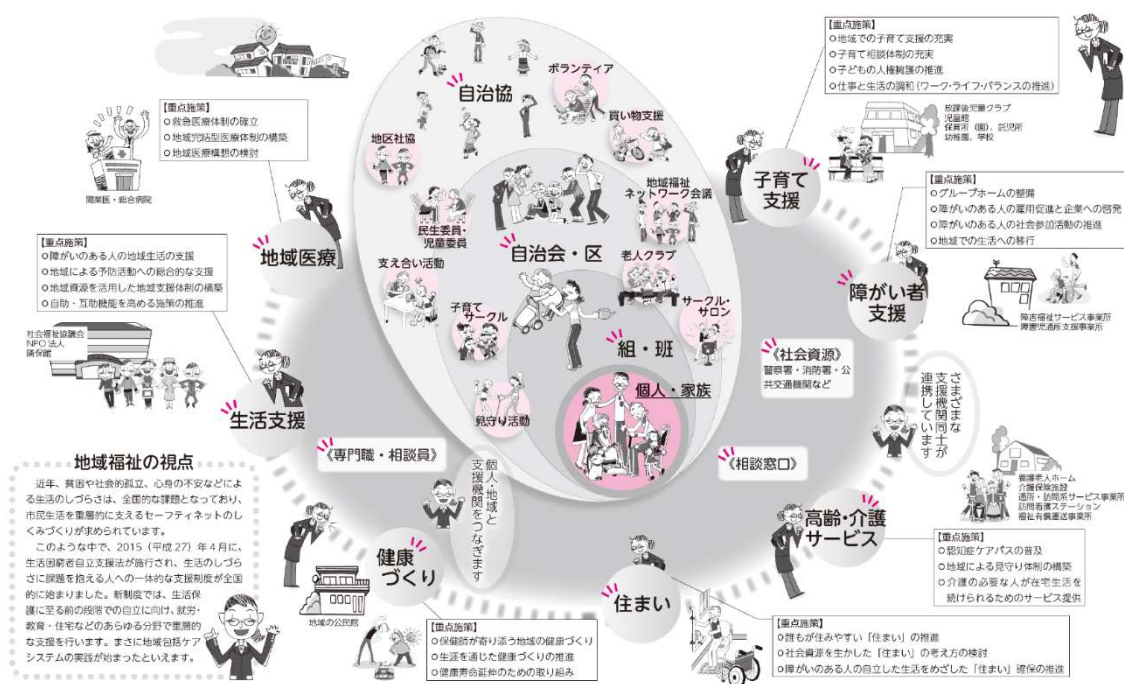
I. 伊賀市における重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業に取り組むまで

(1)伊賀市では、高齢化が進むことに比例して、相談件数も増加し、その内容についてもさまざまな問題が複雑に絡み合い、複数の分野にまたがった課題が増えてきました。

そのような中で、平成 25 年から「分野を問わない福祉の総合相談窓口」を設け、福祉総合相談体制をスタートさせるとともに、複雑化・複合化した課題の解決に向け適切な支援を行うため、各支援関係機関の役割をコーディネートする部署も設けました。

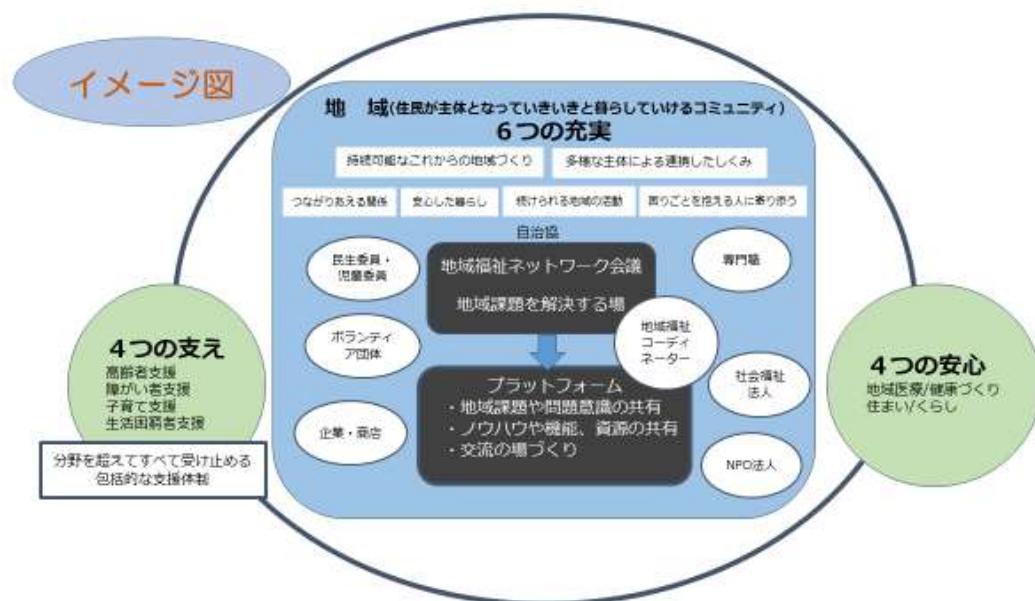
その後、平成 28 年に策定した第 3 次伊賀市地域福祉計画の理念「すべての市民が住みなれた地域で安心して人生の最期まで暮らせるまちづくり」を実現するために、すべての市民・すべての世代を対象にした地域包括ケアシステムの構築に取り組みました。



伊賀市における地域包括ケアシステムイメージ図（第 3 次伊賀市地域福祉計画より）

しかしながら、地域における「支え合いの基盤」や人と人との「つながり」意識が弱くなってきていることもあり、昨今の課題はますます複雑化・複合化してきており、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの構築をベースにした「地域共生社会の実現」が求められることとなりました。

こうした状況から、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者支援でそれぞれ取り組んできた「相談」「参加」「地域づくり」に関する支援を一体的に行い、制度の縦割りから脱却し、包括的支援体制を構築していくとともに、市民主体の課題解決を図るための協議の場を土台にし、一人ひとりがつながり寄り添い合いながら暮らしていける地域づくりに取り組みます。



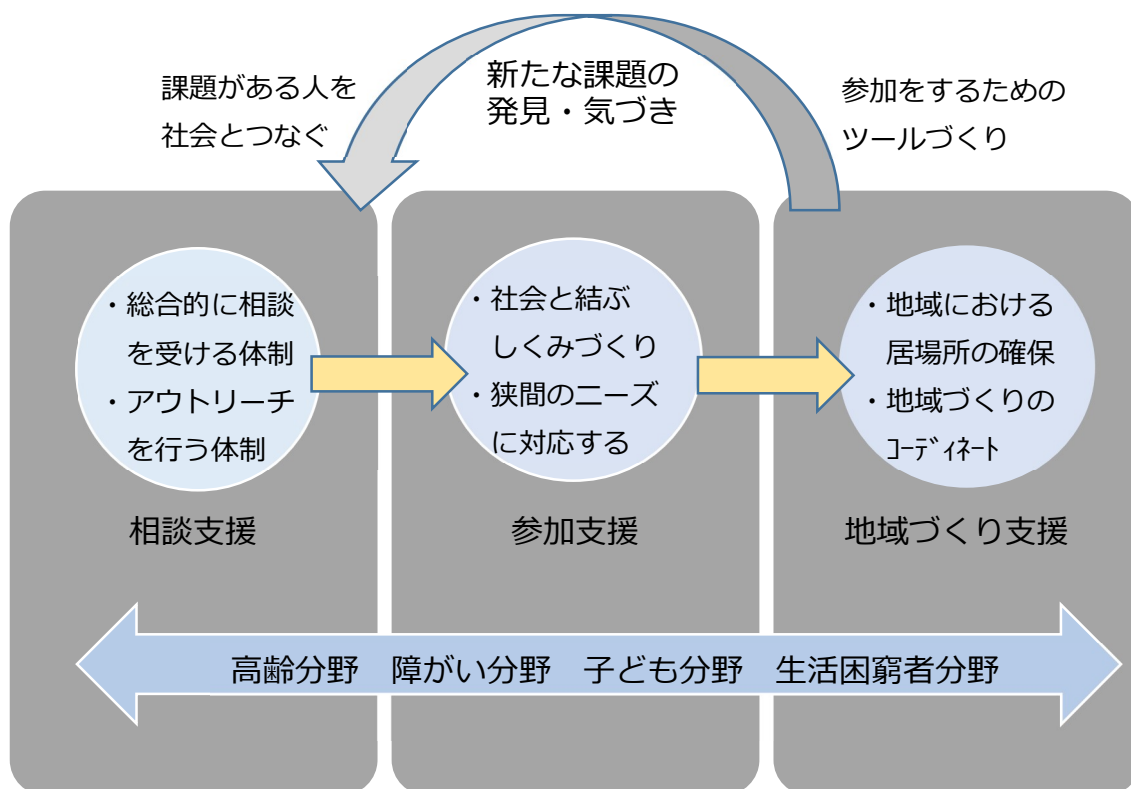
伊賀市流地域共生社会イメージ図（第4次伊賀市地域福祉計画より）

(2)地域共生社会の実現のために不可欠となる「包括的な支援体制」を構築するために、社会福祉法が改正され、令和3年4月から新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

伊賀市ではこの事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援や、寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

併せて、複雑化・複合化する事例については、既存の会議体を活用しながら、支援に関わる多くの機関それぞれがしっかりと役割を分担し、協働するようコーディネートし、支援の方向性を統一して取り組みます。

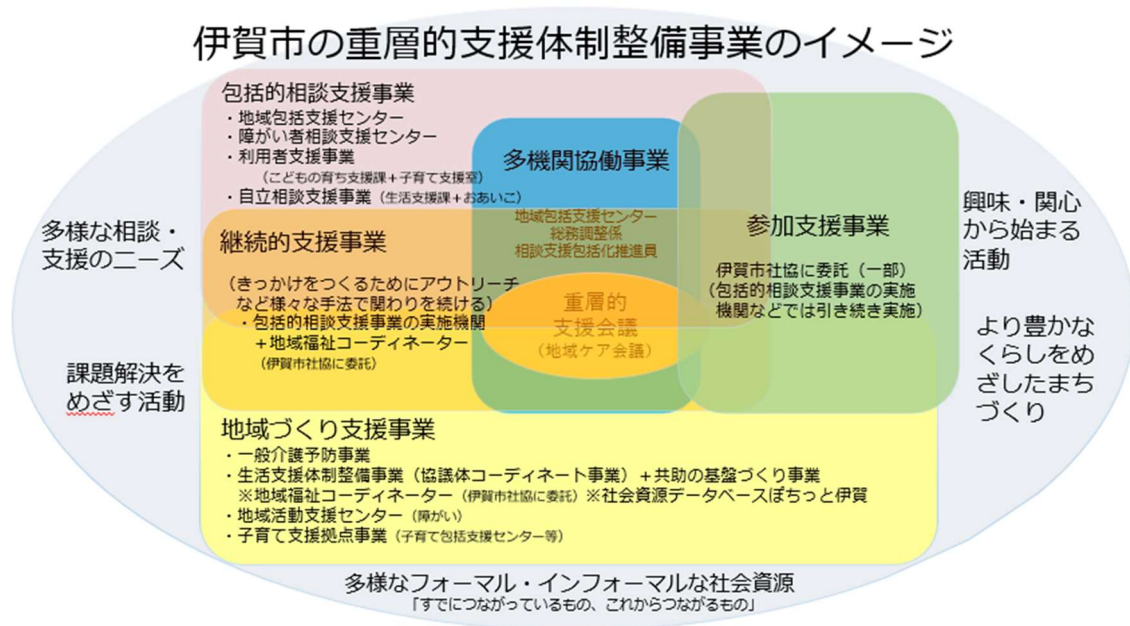
☆伊賀市が考える重層的な支援体制



(3)重層的支援体制整備事業の全体像

伊賀市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、充実させるべき点を考えるとともに、「重層的」という言葉であらわされるように、一体的に行う3つの支援(①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援)に係る5つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰ひとり取り残さない体制を構築していきたいと考えています。重なり合うことで、1つでは支えられなくても、どこかで受け止められることができます。

伊賀市では「縦の糸」と「横の糸」を組み合わせ、誰一人取り残さないためのセーフティネットを構築するために、重層的支援体制整備事業については、それぞれの事業が「重なり合う」ことを重視しています。



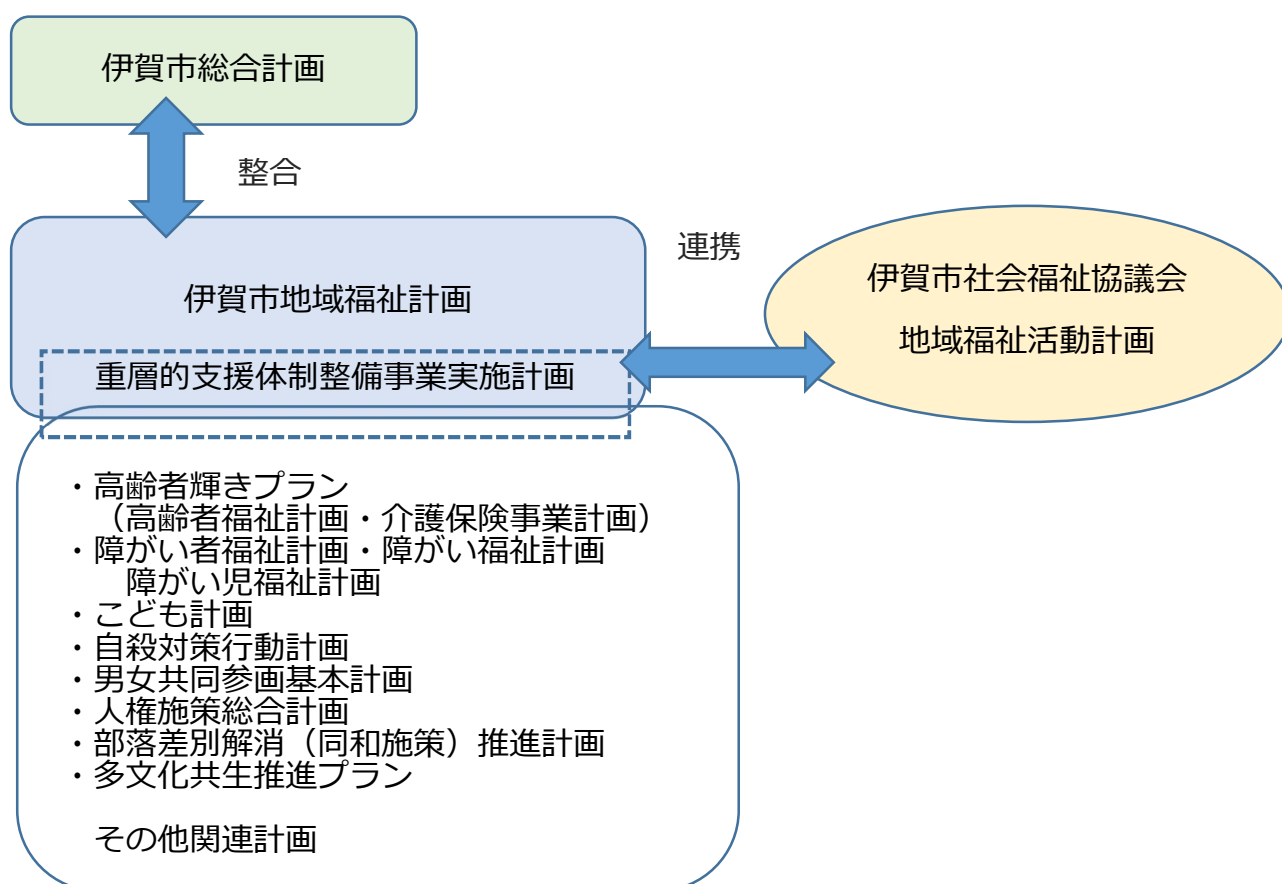
Ⅱ. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画の位置付け

社会福祉法第106条の5において、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、同法に基づき策定する市町村計画となります。

本計画の上位計画である「第4次伊賀市地域福祉計画」に地域共生社会の理念などの共通部分は記載されていることから、本事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容とします。

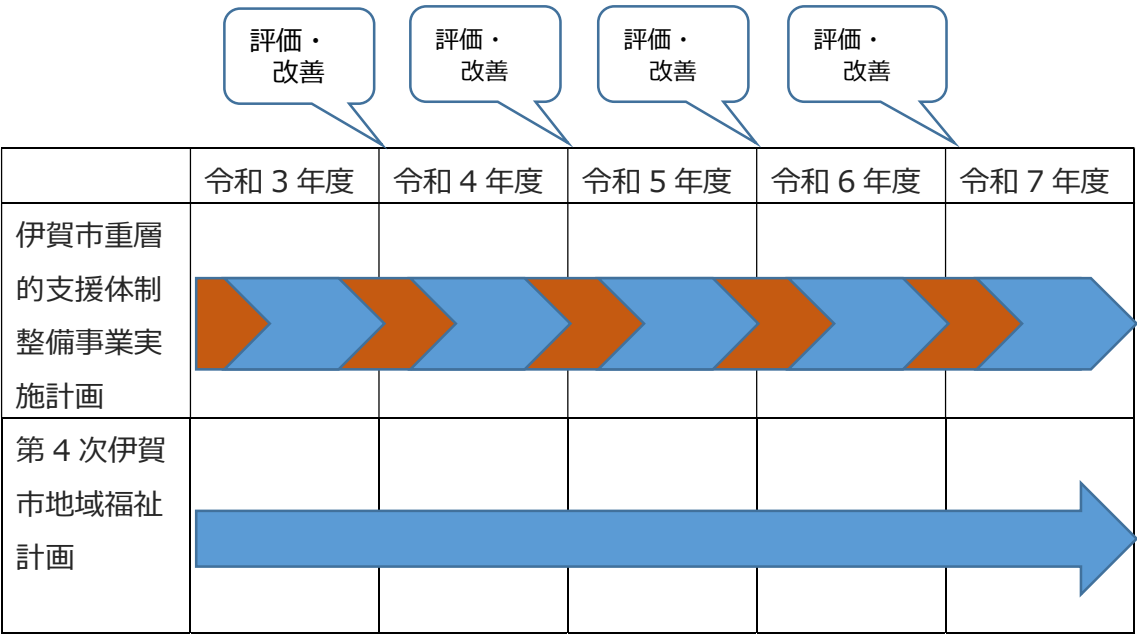
また、市の最上位である総合計画との整合を図り、地域福祉計画、介護保険事業計画など各分野別の計画と調和が保たれたものとし、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図るものとしています。



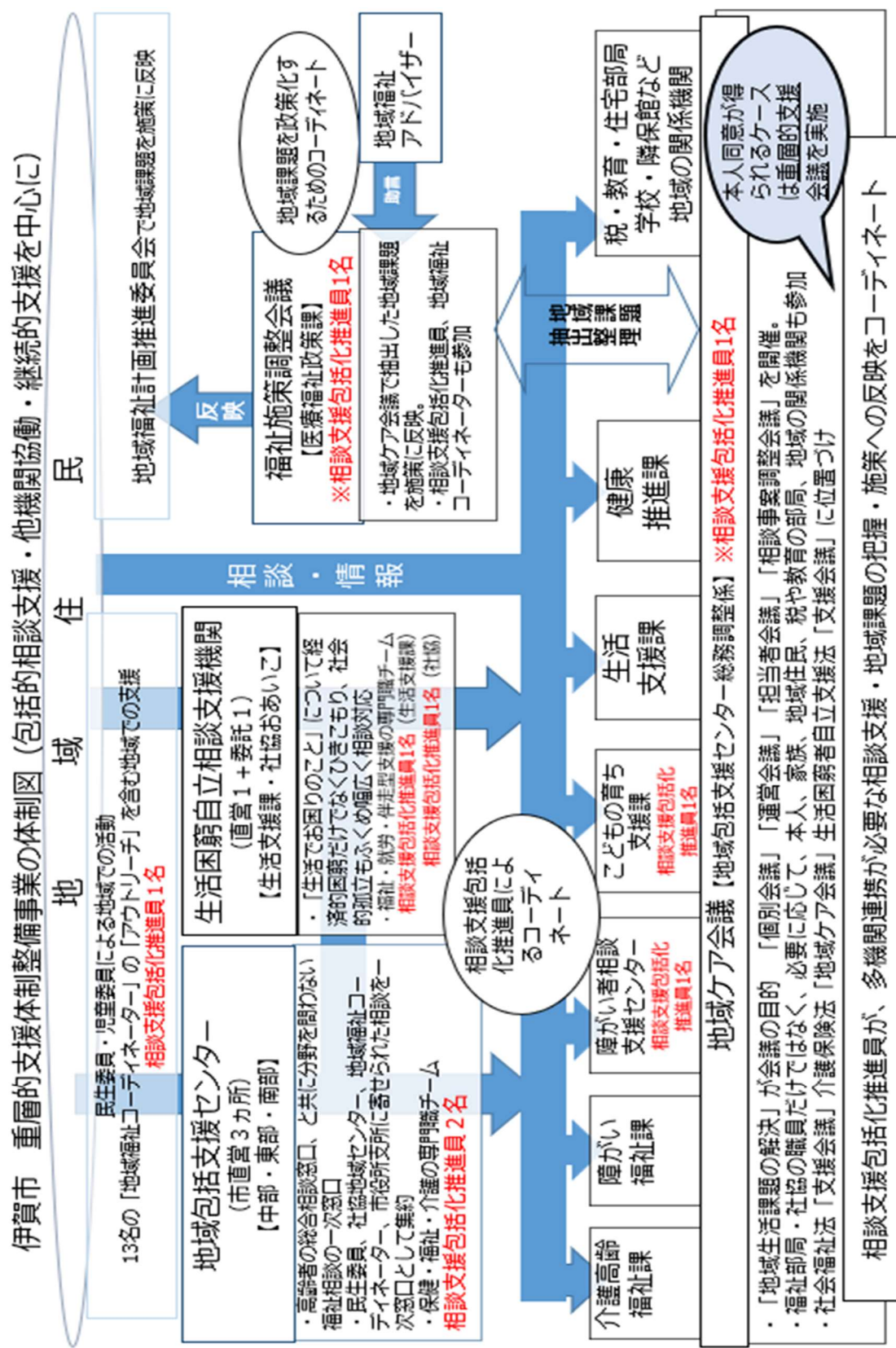
2. 計画期間

本計画の実施期間は1年間とし、第4次伊賀市地域福祉計画期間(令和3年度から令和7年度)の間、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、第4次伊賀市地域福祉計画同様に、Cから始まる新たなPDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけたうえで取り組みを推進します。



Ⅲ. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制



1. 包括的相談支援の提供体制

伊賀市における包括的相談支援は、幅広く各分野の相談に対応する地域包括支援センター相談支援室における一次相談窓口と併せて、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野に窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

① 地域包括支援センター総合相談係(総合相談＋高齢者に関する相談)

支援対象者:すべての市民・高齢者とその家族等

(1)設置箇所数:3ヶ所(本庁、東部サテライト、南部サテライト)

(2)設置形態 :直営

②障がい者相談支援センター(基幹型及び一般)

支援対象者:障がいのある人及びその家族等

(1)設置箇所数:1ヶ所

(2)設置形態 :直営

③利用者支援事業

支援対象者:子ども及びその保護者、家族等

(1)設置箇所数:2ヶ所

(2)設置形態 :直営1か所

(こどもの育ち支援課(こども家庭センター型))

:直営1ヶ所(子育て支援室(基本型))

④生活困窮者自立相談支援事業

支援対象者:生活に困窮している人や生きづらさを抱える人及びその家族等

(1)設置箇所数:2ヶ所(生活支援課)

(2)設置形態:直営1か所(生活支援課)

:委託1か所(くらしサポートセンター「おあいこ」)

(伊賀市社会福祉協議会に委託)

2. 多機関協働に関する提供体制

中核機関として直営の地域包括支援センター総務調整係を位置づけ、重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

また複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行う相談支援包括化推進員を配置します。

各支援機関だけでは対応が困難なケースについては、地域ケア会議(社会福祉法第106条の6に規定される支援会議等として位置付けます。)を開催し、多機関における情報共有、協働を図ります。

(1)設置箇所数:直営1ヶ所(地域包括支援センター総務調整係)

(2)相談支援包括化推進員配置人数:9名(P8 図参照)

3. アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制

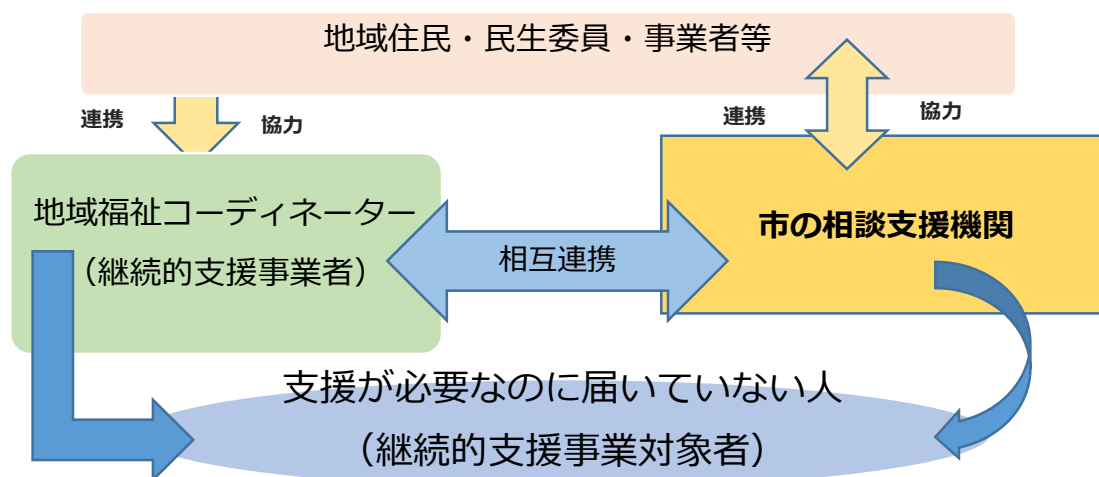
住民自治協議会単位で配置をしている地域福祉コーディネーターが、アウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、必要な相談支援につなぎます。あわせて、包括的相談支援事業の各機関においても、必要に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

事業対象者:支援が必要であるにもかかわらず届いていない人及び世帯等

実施方法:直営:包括的相談支援事業者が事業の一環として実施

委託:社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会

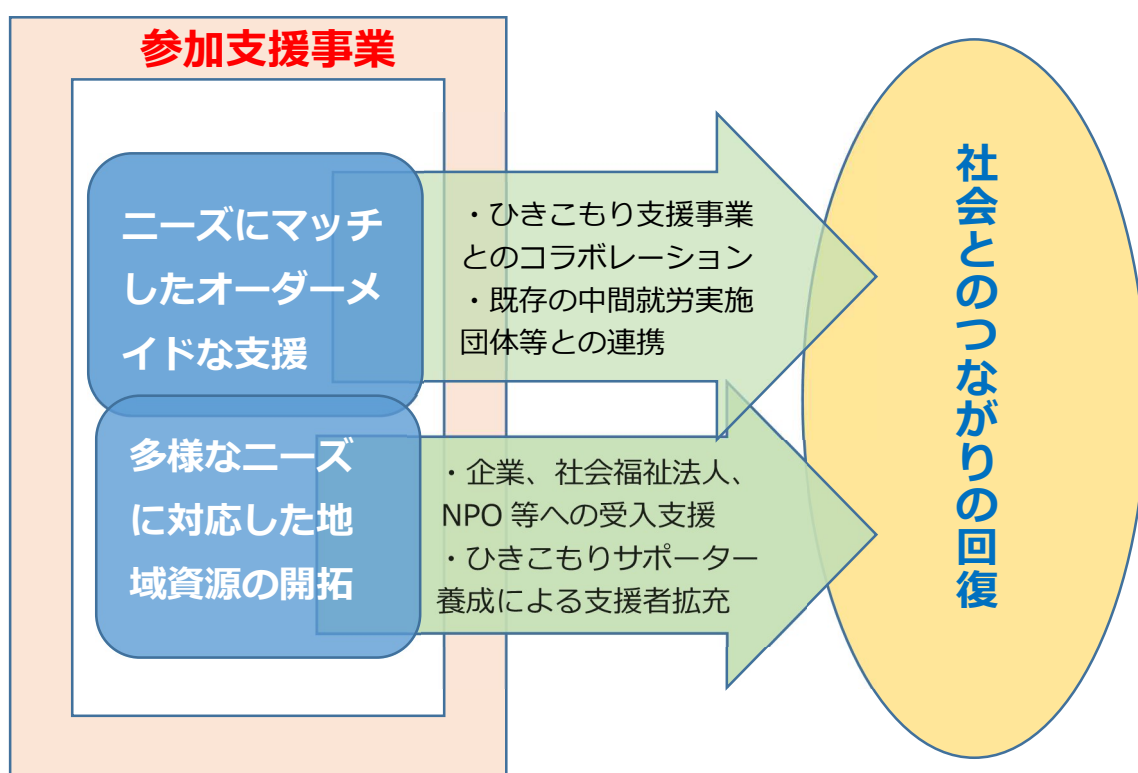
※継続的支援事業実施に係るイメージ図



4. 参加支援に関する体制

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、地域や受け入れ先が想定される企業等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップも行います。



事業対象者:何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有し社会参加が必要と思われる人や世帯等。

実施方法:直営:包括的相談支援事業者が事業の一環として実施

委託:伊賀市社会福祉協議会

社会福祉法人名張育成会

(いが児童発達支援センターれいあろは)

5. 地域づくり支援に関する体制

①地域介護予防活動支援事業

1. 設置箇所数： 1ヶ所(介護予防リーダー養成)
9ヶ所(サロン)
2. 実施体制 :市及び各地域で実施
3. 実施内容 :介護予防リーダーの養成を行うとともに、各地区で週1回以上実施するサロンを設置し、高齢者等の介護予防に取り組む。

②生活支援体制整備事業

1. 設置箇所数:6ヶ所(地域福祉コーディネーター配置箇所数)
2. 実施体制 :委託(伊賀市社会福祉協議会)
3. 実施内容 :生活支援コーディネーターを兼ねる地域福祉コーディネーターを13名(6地域センター)配置し、住民主体で課題解決に取り組む協議体である地域福祉ネットワーク会議の設置及び運営支援を行うとともに、地域福祉ネットワーク会議を核にプラットフォーム構築に取り組む。

③地域活動支援センター

1. 設置箇所数:1ヶ所
2. 実施場所 :地域活動支援センター「クローバー」(民間)
3. 実施内容 :ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援する。

④地域子育て支援拠点事業

1. 設置箇所数:8ヶ所
(子育て包括支援センター1ヶ所、子育て支援センター7ヶ所)
2. 実施体制 :直営で6ヶ所
(子育て包括支援センター1ヶ所、子育て支援センター5ヶ所)
民間で2ヶ所
(子育て支援センター2ヶ所)

3. 実施内容 :子育て包括支援センター

- ・子育て支援に関する中核施設として、市内の子育て支援拠点施設のネットワーク化を図るとともに、関係機関等と連携に取り組む。

子育て支援センター

- ・未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言等に取り組む。

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

1. 設置箇所数:1ヶ所

2. 実施体制 :委託(伊賀市社会福祉協議会)

3. 実施内容 :地域の福祉ニーズを把握するための事業や、地域福祉資源となるサービスの創出及び推進を図るための人材を育成する事業に取り組む。また、把握したニーズや地域課題解決に向けた事業を行う。

IV. 重層的支援会議の実施について

多機関協働事業者(地域包括支援センター総務調整係)が中核機関として実施する。

【重層的支援会議構成メンバー】

地域包括支援センター所長、相談支援包括化推進員、事業実施者等

【重層的支援会議開催頻度】

支援プラン等の作成及び評価が必要な時

【重層的支援会議所管課】

地域包括支援センター

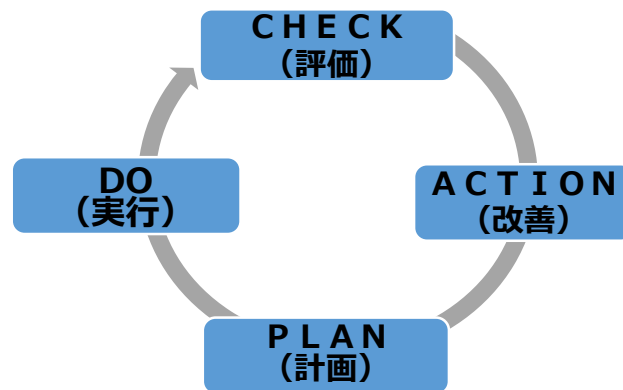
V. 重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価

1. 計画の推進体制

第4次伊賀市地域福祉計画同様に、定期的に庁内組織である地域福祉計画推進本部会議や審議会機能を持つ地域福祉計画推進委員会において、進捗状況や方向性を確認していき、改善について検討する体制を整えます

2. 評価サイクル

また、Cから始まる新たなPDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。



伊賀市重層的支援体制整備事業実施計画

令和3年12月 初版

令和5年2月 第2版

令和6年3月 第3版

令和7年4月 第4版

発行:伊賀市

編集:伊賀市健康福祉部医療福祉政策課

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

電話 0595-26-3940

FAX 0595-22-9673

E-mail iryofukushi@city.iga.lg.jp